

県公安委員会、県警察に対する申請等の一部がオンライン化されます

- 警察庁においては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図る観点、情報技術を活用して国民の利便性を高める観点等から、同庁ウェブサイト「**警察行政手続サイト**」を構築し、都道府県公安委員会・都道府県警察に対する申請や届出について、申請者等と都道府県警察との中継を行うこととしております。
- 令和3年6月1日から一部の申請等が警察庁ウェブサイト上の「**警察行政手続サイト**」によりオンライン化されます。
- 警察庁ウェブサイト「オンラインでの申請等の案内」に関するページ
<https://www.npa.go.jp/policies/application/shinseisys/>

オンライン化される手続は次のとおりです。

対象手続	根拠法令
道路交通法関係	
道路使用許可の申請（※）	道路交通法第78条第1項
道路使用許可の変更の届出（※）	道路交通法第78条第4項
道路使用許可の再交付の申請	道路交通法第78条第5項
警備業法関係	
服装の届出	警備業法第16条第2項
服装の変更の届出	警備業法第16条第3項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係	
責任者の選任の届出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第17条第1項

（※）印については、定型的・反復継続して行うものが対象となります。

申請はこちらのサイトから



警察行政手続サイト

<https://proc.npa.go.jp/>

お問合せ先

担当課	警察本部		警察署	
	道路交通法関係	交通部交通規制課	交通（対策）課	
警備業法関係	生活安全部生活安全企画課	生活安全（・刑事）課		
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律関係	刑事部組織犯罪対策課	刑事（第二）課又は組織犯罪対策課		
警察本部	(098)862-0110			
那覇警察署	(098)836-0110	浦添警察署 (098)875-0110	うるま警察署 (098)973-0110	宮古島警察署 (0980)72-0110
豊見城警察署	(098)850-0110	宜野湾警察署 (098)898-0110	石川警察署 (098)964-4110	八重山警察署 (0980)82-0110
糸満警察署	(098)995-0110	沖縄警察署 (098)932-0110	名護警察署 (0980)52-0110	
与那原警察署	(098)945-0110	嘉手納警察署 (098)956-0110	本部警察署 (0980)47-4110	